

署名のご協力ありがとうございました

10,551 筆（3 月 13 日現在）

主文 本件審査請求を棄却する

10 月 6 日付けで、「裁決書」が送付され、審査請求は、棄却されました。

裁決書では、本部が委嘱する専門医の意見「頸肩腕障害を発症させるほど過重な業務に従事していたものとは考えられない」という文章が繰り返され、「請求人の業務内容と本件疾病の発症との間に明らかに因果関係があるとは認められない」としました。

理不尽な結果を 2 回も受け入れなければならないことは本人たちにとって、とてもつらく、しばらくは何も考えられない日々が続きました。

この結果を受けて、本人、代理人、支援する会では、協議を重ね、1 名が地方公務員災害補償基金審査会（東京都千代田区）に、再審査請求書を提出しました。

私たちは支部審査会の決定に抗議します。

支援する会は、滋賀県支部審査会に対して、代理人、北原医師の意見を取り入れた抗議文を作成し、11 月 25 日に、抗議文と、署名用紙を提出しました。

12 月に報告会を開催しました。

県内の支援者に経過を報告しました。「署名は重い」「本人の意思を尊重したい」「教訓として整理が必要」「運動を継続する必要がある」等の意見が出ました。

滋賀県支部審査会の資料が郵送されました。

申請していた審査資料「公務外認定処分取消再審査請求（滋賀県支部作成）」が、2 月 28 日付けで郵送されました。400 ページにも及ぶ資料でしたが、「7 月 24 日口頭意見陳述」が全く記載されておらず、現在、審査会に確認中です。

署名用紙はすべて滋賀県支部審査会に提出します。

全国からの署名は、私たちの大きな力となりました。皆様からの 1 筆 1 筆はとても大切だと思っています。滋賀県での審査は終わってしまいましたが、署名用紙は届けます。

支援する会事務局

滋賀県手話通訳問題研究会

525-0032 滋賀県草津市大路 2 丁目 11-33

FAX 050-3156-7793